

令和6年度 公立小学校へ入学予定児童の保護者の方へ

就学援助「新入学学用品費」の入学前支給についてのお知らせ

狛江市では、経済的理由により、教育費の支払いにお困りの保護者に対して、新入学学用品費や給食費等の代金の一部を援助する制度「就学援助」を実施しています。

令和6年4月に公立の小学校（特別支援学校を除く。）に入学予定のお子様の保護者様で、下記の要件に該当する方に、就学援助「新入学学用品費」を入学前に支給します。

新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の（１）から（３）の要件の全部に該当する方

（１）入学する前年度に狛江市に居住し、入学後引き続き狛江市に居住している方

（２）お子様が令和6年4月に公立の小学校に入学予定の方（特別支援学校を除く。）

（３）世帯全員の令和4年中の所得がおおむね下表の世帯に該当する方（生活保護世帯を除く。）※生活保護世帯の方は新入学学用品費の支給対象ではありません。

※狛江市の就学援助制度では、世帯は別居、同居にかかわらず生計をともにしている方全員です。（単身赴任等の理由により別居している方も世帯に含まれます。）

※下表は目安であり表示以下の所得の方でも援助が受けられないこともあります。

世帯人員	世帯構成	住宅	世帯所得合計
2人家族	母(32才)、子(5才、就学予定者)	持家	年間総所得約 218 万円以下
		借家	年間総所得約 302 万円以下
3人家族	父(38歳)、母(38才)、子(5才、就学予定者)	持家	年間総所得約 265 万円以下
		借家	年間総所得約 349 万円以下
4人家族	父(38才)、母(38才)、子(13才、中1)、子(5才、就学予定者)	持家	年間総所得約 333 万円以下
		借家	年間総所得約 417 万円以下
5人家族	父(45才)、母(41才)、子(13才、中1)、子(9才、小4)、子(5才、就学予定者)	持家	年間総所得約 371 万円以下
		借家	年間総所得約 455 万円以下

【注】 次の①②③のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象にはなりません。

①②③に該当し、入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ① 令和6年3月31日以前に市外に転出される場合
- ② 令和6年4月に公立の小学校(特別支援学校を除く。)に入学されない場合(私立小学校、インターナショナルスクール等に入学される場合)
- ③ 市外より転入した方で、前住所地の自治体より新入学学用品費又はこれに類似する援助費を受給済みの方

◆受付期間

令和5年12月1日(金曜日)から令和5年12月28日(木曜日)

◆申請先

①窓口申請

狛江市役所3階学校教育課窓口

受付期間中の平日午前8時30分から午後5時まで

②郵送申請

令和5年12月28日(木曜日)必着

【郵送先】

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市教育委員会教育部学校教育課

◆申請に必要なもの

別紙の「申請手続きについて」の「申請に必要なもの」欄を確認ください。

◆支給額

小学校入学予定のお子様(1人につき)54,060円(予定)

◆支給時期……令和6年3月下旬頃

◆支給方法……指定された口座に振り込みます。

※今回の申請は新入学学用品費を受給するためのものです。入学後の給食費や学用品費等の就学援助費の受給には、別途、令和6年4月からの就学援助の申請が必要です。令和6年4月からの就学援助の申請書類は、小学校入学後、学校を通じて配布します。

※今回、新入学学用品費(入学前支給)の申請をされない場合でも、令和6年度の申請を令和6年4月中に行い認定となった場合は、入学後の7月に新入学学用品費を支給します。

【 参 考 】

既に令和5年度の就学援助費(特別支援教育就学奨励費を除く。)支給認定を受けている新中学1年生(現6年生)分につきましては、令和5年12月頃に学校教育課から保護者(申請者)あてに受給確認書を送付し、受給の意思を確認したうえで新入学学用品費を支給します。

※支給額 中学校入学予定のお子様(1人につき)63,000円(予定)

※支給時期及び支給方法については、上記の小学校入学予定のお子様と同様になります。

【問い合わせ先】 狛江市教育委員会教育部学校教育課学務保健係

TEL 03-3430-1111 内線2323・2324